

多賀町

キラリとひかるまちづくり活動支援交付金の手引き

(一般交付金)

～キラリとひかるまち多賀を目指して～



多賀町役場企画課

目次

1. 自治会活動を支援する交付金事業を実施します	1
2. 交付対象団体について	1
3. 一般交付金事業について	2
4. まちづくり活動取り組み事例	3
地域課題の解決につながる事業	3
住民自治のステップアップにつながる事業	4
個性ある地域づくりにつながる事業	5
その他の地域活動	5
5. 対象外費用	6
6. 交付金申請事務手続きの流れ	7
7. 各種様式記載例	8

1. 自治会活動を支援する交付金事業を実施します

多賀町では、地域での課題が多様化・複雑化する中、自治会のおこなう計画的、かつ自主的な住民自治活動を支援し、地域コミュニティを活性化することで誰もが豊かで幸せに暮らせる「キラリとひかるまちづくり」を実現するため、多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金事業を実施します。

この交付金制度は、自治会で身近な地域課題を自分たちで考え、自主的に解決を図り、また創意工夫により地域の持続的な維持・発展を実現するための事業に活用していただけます。

2. 交付対象団体について

一般交付金の交付対象団体は「自治会」で、交付金の申請者は「自治会長」です。

自治会とは・・・

本町の大字をもって組織する区、または区を分割して組織する団体です。

3. 一般交付金事業について

概要	自治会の活動、課題解決に向けて取り組む事業に対して、柔軟に活用していただけます。															
対象	2 ページからの「まちづくり活動取り組み事例」が対象事業ですが、その他にも地域の持続・発展の実現につながる事業も可能です。 ただし、人件費、光熱水費等の自治会の経常的な経費は対象外です。 ※原則、一般交付金と特別提案交付金の両方に同じ事業を計画することはできませんが、類似する場合は、内容を明確にして申請してください。															
区分ごとの交付限度額	申請年の3月31日を基準日とした住民基本台帳に基づき、自治会人口により算定した額を限度とします。 <table><tr><td rowspan="7">自治会人口割による 限度額</td><td>10人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>11～50人</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>51～100人</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>101～200人</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>201～300人</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>301～500人</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>501人以上</td><td>500,000円</td></tr></table> ※令和3年度より、初年度に3年間分の額をまとめた事業が可能です。 ただし、交付金は各年の支払いとなります。（過年度分は対象となりません。） 例）自治会人口割150人、限度額20万円の場合 令和3年度に限度額60万円（20万円×3年間分）までの事業が可能です。 ただし、令和3年度は限度額20万円の交付となり、残り40万円は自治会で立て替えていただくこととなります。令和4年度、5年度は各年限度額20万円の交付となり、自治会で立て替えた額に充てていただくこととなります。	自治会人口割による 限度額	10人以下	50,000円	11～50人	100,000円	51～100人	150,000円	101～200人	200,000円	201～300人	300,000円	301～500人	400,000円	501人以上	500,000円
自治会人口割による 限度額	10人以下		50,000円													
	11～50人		100,000円													
	51～100人		150,000円													
	101～200人		200,000円													
	201～300人		300,000円													
	301～500人		400,000円													
	501人以上	500,000円														
申請期限	一般交付金の申請期限は、 令和3年6月30日（水）17時00分 までとなります。															
提出書類	下記の提出書類をご用意のうえ、多賀町役場企画課までご提出ください。 ・ 交付申請書（様式第2号） ・ 事業実施計画書（様式第3号） ・ その他任意書類（自治会役員名簿など）															

4. まちづくり活動取り組み事例

●4つの対象事業ごとに示す事例を参考に、自治会の実状に応じて、課題の解決に向けて、個性とアイデアに満ちた活動に取り組んでください。

地域課題の解決につながる事業

事業の内容	地域活性化につながる事業 青少年育成に寄与する事業 環境保全事業
集会施設 (備品含む)	軽微な修繕(外壁塗装、畳張替え、シロアリ防除、建具修繕など) 備品倉庫等の整備(設置、修繕など) 共用備品の整備(コピー機・エアコン・机・椅子・デジカメ等の購入)
公園・広場	遊具・フェンス等の整備(設置、修繕、点検委託など) 植栽・支障木の整備(葉刈り、伐採など)
その他公共的施設	掲示板の整備(設置、修繕など) 施設利用者のための駐車場整備 共同墓地・公園の整備(参道の舗装、植栽・東屋等の管理など) 獣害対策(檻の設置、修繕など)(威嚇用花火・ピストル等の購入) 集落内放送設備の整備(設置、修繕、機器購入など)
集落内道路・河川の 管理	簡易な補修(資機材・消耗品等の購入) 草刈り等の清掃活動(保険料、草刈機・替え刃・燃料等の購入)(※作業者への報酬・謝礼は対象外)
青少年育成、子育て 支援、その他	親子活動・世代間交流・子育て広場・学童保育等の開催(講師謝礼、消耗品、食材料など) 人権学習・男女共同参画講座等の開催(講師謝礼、消耗品など)
ごみ・環境関係	ごみ集積所・ごみ集積倉庫の整備(設置、修繕など) 啓発看板の整備(設置、修繕など) 啓発チラシの印刷 不法投棄物の回収作業に係る車両の借上料、処分費等 環境学習の開催(講師謝礼、消耗品など)
集落内の美化	水路・地域の景観に配慮した町並みの整備(資機材等の購入) 集落内の清掃(ほうき・チリ取り等の掃除道具の購入) 街路樹等の植栽管理(資機材等の購入) 集落内道路・河川等の除草作業(保険料、草刈機・替え刃・燃料等の購入)(※作業者への報酬・謝礼は対象外)
除雪・交通安全	集落内の除雪(保険料、オペレーター謝礼、燃料・備品等の購入) 区画線の整備 交通安全教室の開催(講師謝礼、消耗品など)

住民自治のステップアップにつながる事業

事業の内容	地域間交流事業 自主防災事業 健康・福祉の推進につながる事業
地域間交流	他地域との交流事業（講師謝礼、消耗品、食材料など）
防犯灯の管理	防犯灯の整備（設置、修繕など） 電灯のＬＥＤ化
防災、防犯、消防、 機材、備品の購入、 施設整備	消防防災倉庫・防災物資保管庫の整備（設置、修繕など） 消防防災器具の整備（消火栓ボックス、消防ホース等の設置、修繕など） 消防防災器具・備品の整備（資機材、消火器、発電機等の購入） 非常用調理装置・器具の整備（防災用コンロ・ガス炊飯器・鍋等の購入） 防災資機材の整備（ジャッキ・チェンソー等の購入） 非常用連絡設備の整備（トランシーバー・集会所用スピーカー等の購入） 防災用かまどの整備（移動式かまど・かまどベンチ・燃料等の購入）
防災・防犯 （啓発）活動	夜警備品の整備（長靴・法被・ヘルメット・ライト等の購入） 防災・防犯講座の開催（講師謝礼、消耗品など） 防災訓練の開催（講師謝礼、消耗品など） 集落防災マップの作成
高齢者支援	福祉サロン・介護予防教室の開催（講師謝礼、消耗品、食材料など） 敬老会の開催（講師謝礼、消耗品、食材料など） 買い物代行・配食サービス（消耗品、燃料など） 高齢者宅の除雪の謝礼



個性ある地域づくりにつながる事業

事業の内容	伝統・文化の発掘、継承に資する事業 地域シンボルの作成事業 花いっぱい集落づくり事業
年中行事の開催	夏祭り・盆踊り・運動会・文化祭・各種スポーツ大会等の開催（講師謝礼、消耗品・備品等の購入、機材のリースなど）（複数地区との合同開催の負担金・分担金）
その他交流事業	料理教室の開催（講師謝礼、食材料など） 区民交流事業の開催（講師謝礼、消耗品、食材料など） まちづくり視察研修費（講師謝礼、消耗品、バス借上げ料、通行料、保険料など）（※旅行は対象外）
地域文化等の継承	地域伝統文化・行事の継承活動（講師謝礼、消耗品・備品・衣装等の購入、調査費、記録保存費など） 地域の歴史を伝える活動（史跡・伝承の案内看板の設置、広報活動など） 特産品の開発（消耗品費・資機材等の購入、調査費など）
花いっぱい集落づくり	花苗・肥料・資機材・消耗品等の購入

その他の地域活動

事業の内容	その他、個性あふれる地域づくり等に取り組む活動
補助・助成など	集落内の各種団体（子ども会、老人会等）が活動する事業への補助・助成（※その用途が、飲食費の場合は対象外） 他の補助事業を活用した場合の自治会の負担金への充当
その他	区広報誌の印刷製本、自治会活動の各種保険料（※集会所運営に係る火災保険料等は対象外）

> 以上の取り組み事例の他にも、自治会の課題解決に向けたアイデアを持ち
 > 寄っていただき、地域を盛り上げる新しい活動を創り出してください。

5. 対象外費用 ※以下の費用に交付金を使うことはできません。

①役員報酬

ただし、除雪機械オペレーターの謝礼等、特定の労務に資格保持者が従事した場合には、交付金の対象となります。

②料理飲食費および酒類の購入費

ただし、下記の1・2の項目を満たす場合は、交付の対象となります。

1. 料理教室や地域間交流等で、事業の効果がより得られると認められ、事業の目的に照らして必要不可欠な食材および飲物の購入費

(※調理をおこなう材料費のみ対象。酒類はすべて対象外。)

対象外の例：運動会等の弁当・オードブル、草刈り等の作業後の慰労会の飲食

2. 交付限度額、または交付対象事業費のいずれか低い方の額の3分の1以内

例：交付限度額15万円、対象事業費20万円の場合・・・対象費用5万円以内

交付限度額15万円、対象事業費12万円の場合・・・対象費用4万円以内

③集会所運営経費

上下水道使用料、電気使用料、ガス使用料、火災保険料、通信費等

④村普請等、すべての自治会員、または構成世帯の参加を前提とする共同作業等への出役者に対する謝礼

⑤政治活動または宗教活動を目的として組織された団体への支出

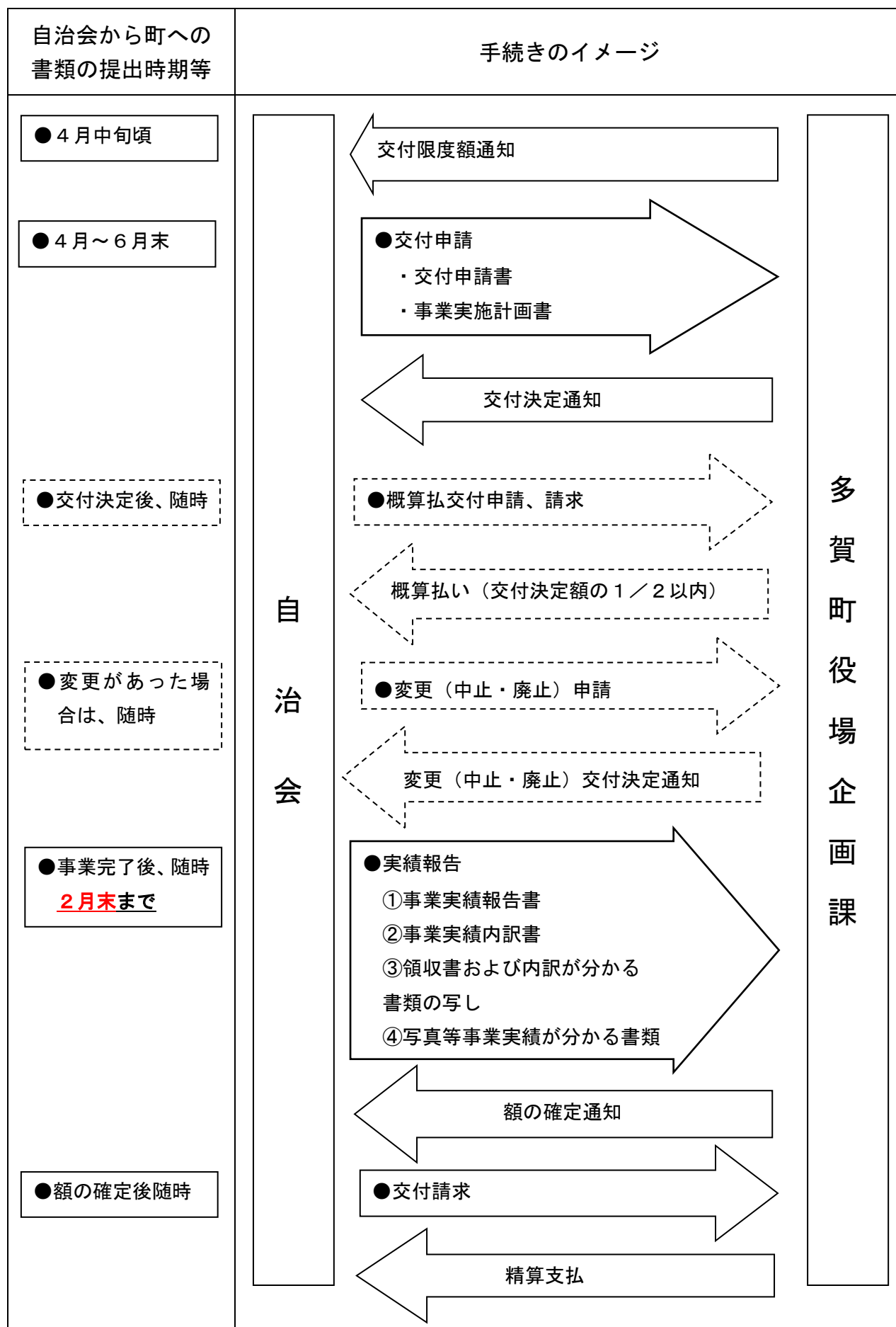
ただし、太鼓や神輿の修繕など地域伝統文化の継承に必要不可欠と認められる場合は、交付金の対象となります。その場合は、事前に企画課までご相談ください。

⑥自治会の積立金、繰越金

⑦防犯灯の電気代



6. 交付金申請事務手続きの流れ



7. 各種様式記載例

様式第2号(第7条関係)

※6月末までにご提出ください。

令和3年度多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付申請書

令和 年 月 日

多賀町長 様

申請者

自治会等の名称

〇〇区

代表者名

〇〇 〇〇

令和3年度多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金の交付を受けたいので、多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添え申請します。

記

1 交付申請額

一般交付金	(様式第3号D欄の額) 150,000円
特別提案交付金	(様式第4号A欄の額) 円
合 計	150,000円

2 関係書類

- (1) 事業実施(変更)計画書(一般交付金分)(様式第3号)
- (2) まちづくり事業(変更)計画書(特別提案交付金分)(様式第4号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

※一般交付金のみ申請する自治会は、(2)の添付は不要です。

令和3年度事業実施(変更)計画書(一般交付金分)

1 自治会名 (○○区) ※人口90人の自治会の例(限度額150,000円)

2 実施事業

事業目的や費用の概要を記入してください。

(円)

	事業名	事業の概要	事業費	対象から除外する費用	対象費用
1	地域子育て推進事業	育児に関する講演会を開催し、子育て世代を支援する。講師謝礼	60,000	10,000 ※参加費 @500×20人	50,000
2	花いっぱいの集落づくり事業	全戸並びに集落の各所に当字のシンボルマーク入りプランターを設置し、集落全体が四季を通じて統一した花で集落を飾る	100,000		100,000
3	○○川清掃事業	6月、9月に○○川の一斉清掃、草刈りを行う。	60,000	25,000 ※河川愛護補助金	35,000
4					
5					
6					
合 計			(A) 220,000	(B) 35,000	(C) = (A) - (B) 185,000

3 財源内訳

参加費や売上等の収入があれば記入してください。

交付申請額(限度額以内)

(円)

内 訳				合 計 (E) ※(A) = (E)
自己資金 (自治会費等)	他の補助金	その他収入	キラリとひかるまちづくり交付金 (D)	
35,000	25,000	10,000	150,000 円	220,000

注 1 変更計画の場合は、変更前の記載内容を上段に括弧書きすること。

2 D欄に記載する交付金額は、別表に規定する交付限度額以内の額とすること。

令和3年度多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金事業実績報告書

令和 年 月 日

多賀町長 様

申請者

自治会等の名称 ○○区

代表者名 ○○ ○○

令和3年 月 日付け多企第○○号で交付の決定のあった多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金事業について、多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 事業実績内訳書(一般交付金分)(様式第8号)
- (2) 事業実績内訳書(特別提案交付金分)(様式第9号)
- (3) 領収書およびその内訳の分かる書類の写し ←
- (4) 写真または自治会員向けの広報等事業実績の分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

事業ごとに実績の分かる写真(購入物品・事業風景・工事完了等)および広報等(広報誌・イベントプログラム等)

支払い金額のみの領収書の場合は、その内訳の分かる請求書・レシート等の写しを添付してください。領収書の写し等は事業内訳書に記載の事業ごとに整理してご提出ください。

※一般交付金のみ申請する自治会は、(2)の添付は不要です。

令和3年度事業実績内訳書(一般交付金分)

1 自治会名 (OO区) ※人口90人の自治会の例(限度額150,000円)

2 実施事業 (円)

	事業名	事業の概要	事業費	対象から除外する費用	対象費用
1	地域子育て推進事業	育児に関する講演会を開催し、子育て世代を支援する。講師謝礼	55,000	10,000 ※参加費 @500×20人	45,000
2	花いっぱい集落づくり事業	全戸並びに集落の各所に当字のシンボルマーク入りプランターを設置し、集落全体が四季を通じて統一した花で集落を飾る	115,000		115,000
3	〇〇川清掃事業	6月、9月に〇〇川の一斉清掃、草刈りを行う。	50,000	25,000 ※河川愛護補助金	25,000
4				↑	
5			参加費や売上等の収入、他の補助金、交付対象外費用があれば記入してください。		
6					
合 計			(A) 220,000	(B) 35,000	(C) = (A) - (B) 185,000

参加費や売上等の収入があれば記入してください。

交付決定額(決定額以内)

3 財源内訳

(円)

内 訳				合 計 (E) ※(A) = (E)
自己資金 (自治会費等)	他の補助金	その他収入	キラリとひかるまちづくり交付金 (D)	
35,000	25,000	10,000	150,000 円	220,000

令和 3 年度多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付請求書
(概算払・精算払)

令和 年 月 日

多賀町長 様

請求者

自治会等の名称

〇〇区

代表者名

〇〇 〇〇

令和 3 年 月 日付け多企第〇〇号で額の確定のあった多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金について、多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付要綱の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 150,000 円

○請求金額計算書

交付金交付決定(確定)額 (A)	150,000円
既に交付を受けた額 (B)	0円
請求額 (A) - (B) ※概算払請求の場合、積立の承認を受けた額を除いた交付決定額の 1/2 以内 [(A) - (B)] × 1/2 以内	150,000円

2. 振込口座(正確にご記入ください。)

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	